平成21年3月31日(火) 佐賀県公報 号外

平成21年3月31日(火) 佐賀県公報 号 外 2 3 2 3 2 3 2 1 З 2 1 1 ○佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(規則第 4 1 ○佐賀県療育支援センター管理規則 ○児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則(規則第一二号 号関係) う等の事務を佐賀県中央児童相談所長に委任することとした。 とした。(第四条関係 例第九条第一項各号のいずれかに該当することを証明する

書類を認めること 援センターの管理に関し、必要な事項を定めることとした。(第十九条関係) 式第二八号関係 るとともに、職業指導里親に関する項目を削除することとした。(様式第三 (規則第一一号) この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。 この規則は、 その他所要の改正を行うこととした。 四号) この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。 その他所要の改正を行うこととした。 佐賀県総合福祉センター管理規則について所要の改正を行うこととした。 掛金減額事由申請書の添付書類として、佐賀県心身障害者扶養共済制度条 佐賀県立春日園管理規則は、廃止することとした 佐賀県療育支援センターの組織、各課の分掌事務、職制等の佐賀県療育支 里親申込書に養育里親及び専門里親に関する項目並びに添付書類を追加す 引用法令を改めることとした。(第五条関係 里親からの相談に応じ、 平成二一年四月一日から施行することとした。 必要な情報の提供、 (規則第一三号) (様式第二号、 助言、 研修その他の援助を行 様式第一三号及び様 (第七条関係)

○佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則

〇佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則(規則第一九号) З 2 1 ○佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則(規則第一八号) З 2 1 ○佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則 4 З 2 1 ○佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則(規則第一六号) 5 4 З 2 1 ○佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則 号) 関係) について所要の改正を行うこととした。 た場合は、入学の許可を取り消すことができることとした。(第一七条関係) 係長を置くことができることとした。(第七条関係) (第六条関係 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。 その他所要の改正を行うこととした 学院長は、 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした その他所要の改正を行うこととした。 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。 その他所要の改正を行うこととした。 所要の経過措置を定めることとした。 佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則は、廃止することとした。 佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部改正に伴い、 看護学科の入学試験受験願書の添付書類を見直すこととした。(第一五条 新病院建設課に副技術監を置くこと並びに薬剤科及び相談支援センターに 相談支援センターに相談支援副センター長を置くことができることとした。 事務局に技術監を置くことができることとした。 入学を許可された者が正当な理由がなく入学料を納入しなかっ (規則第一五号) (第五条関係 引用条項及び引用語句 (規則第一七

1

課に係長を置くことができることとした。 (第四条関係

3	平成 21 年 3 月 31 日 (火)	佐 賀 県 公 報	号	外
 佐賀県立女性センター設置条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第百一号) ●佐賀県立女性センター設置条例施行規則の一部を改正する規則 ●佐賀県規則第八号 正式二十一年三月三十一日 	する。 第四条第一号を次のように改める。 第四条第一号を次のように改める。	 第四号)の一部を次のように改正する。 ⑥佐賀県規則第七号 ⑥佐賀県規則第七号 ⑥佐賀県規則第七号 ④佐賀県規則第七号 ○佐賀県規則第七号 ○佐賀県知事 古 川 康 	平成二十一年三月三十一日ここに公布する。	 2 係長の職務を定めることとした。 3 その他所要の改正を行うこととした。 4 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。 第五条関係)
同条第八項中「環境廃棄物課」を「環境保全課」に改め、同項中第十号から第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、第三条第二項第一号中「(杵藤保健福祉事務所を除く。)」を削り、同条中第こと。	 佐賀県規則第九号 ●佐賀県規則第九号 	佐賀県知事 古 川 康 「「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「」」「」」」「」」」」」「」」」」	ター」に改める。 設置が図」に改める。	第三条第一号中「佐賀県立女性センター」を「佐賀県立男女共同参画センター設置条例」に改める。 佐賀県立男女共同参画センター設置条例」を「佐賀県立男女共同参画センター設置条例加行規則 の一部を次のように改正する。

十三号までを削り、第十四号を第十号とし、第十五号から第十七号までを四号	第七条第二項中第十七号を第二十号とし、第十一号から第十六号までを三号
ずつ繰り上げ、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とする。	ずつ繰り下げ、第十号の次に次の三号を加える。
附 則	十二 児童福祉法第三十三条の六第一項に定める事務
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。	十三 児童福祉法第三十四条の十四に定める事務
	十四 児童福祉法第三十四条の十五第二項に定める事務
佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。	附 則
平成二十一年三月三十一日	この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
佐賀県知事 古 川 康	
●佐賀県規則第十号	児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則を廃止する規則	平成二十一年三月三十一日
佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第九十五号)	佐賀県知事 古 川
は、廃止する。	④佐賀県規則第十二号
附 則	児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。	児童福祉法等施行細則(平成十年佐賀県規則二十一号)の一部を次のように
	改正する。
佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに	第五条中「里親の認定等に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百十五号)
公布する。	第六条の規定(同令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を
平成二十一年三月三十一日	含む。)」を「児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第三十六
佐賀県知事 古 川 康	条の三十七の規定」に改める。
●佐賀県規則第十一号	様式第三号を次のように改める。
佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規	
則	
佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則(昭和五十八年佐賀県規則第二	
号)の一部を次のように改正する。	
第二条第三項中「、伊万里市及び東松浦郡」を「及び東松浦郡」に改める。	
第七条第二項第一号を次のように改める。	
一 児童福祉法第十一条第一項第二号へ及び司条第四項に定める事務	

様 式 第 3 号 (第 5 条 関 係)

(表)

受 付	※ 年	月 日			
整理番号	※ 第	号	()	里親申込書

従前し	こ里親 ~	であったこと	:の有	無	有	無		有の場合は	その登録	录地			都道府	県
1 年 [以内 のす	期間を定めて	く要保	: 護 児 重	置を 養	育する	٢	との希望の	有 無		有		無	
希		年 齢		歳	\sim	歳		里親とな	こること	:を希ら	! する理由			
望		性 別		男	,	女								
児 童	その	他の希望事	項											
	(&	りがな)					-						
里		氏 名												
	生生	F月日 ・ 年 歯	ĥ					年	月		日 (歳)	
		健康状態		1 健 周	表 2	普通	3	やや病弱	4 病 弱	5 加	〕療中()
父		職 業												
		勤 務 先												
	(ふ	りがな)											
里		氏 名												
	生生	F月日 ・ 年 歯	ĥ					年	月		日 (歳)	
		健康状態		1 健 馬	表 2	普通	3	やや病弱	4 病 弱	5 力	〕療中()
母:		職業												
		勤務先												
住	所	⊤												
雷 話	番 号	里父 昼	と間					夜間						
	шч	里母 昼	と間					夜間						
	氏	名	生年	月日(4	年齢)	性 別	E	1.親との間柄	健康	状 態	職	業	備	考
同日														
居 の														
家														
族														

養	育	里	親研	修	修	了		、見	(裏 込		年	月日	平瓦	¢	年		月	日
k	専	門	里親	研	修	修	了	(]	1 込)	年	月日	平反	¢	年		月	日
<	児 童	福 祉	: 法 施 行	規則	第 1	. 条 (ひ 36	;第 1	号に	掲げる	らいず	゛れか	の 要 件	に該当	する事	「実		
:	委託	児童	の養育	に専	念 て	ぎきく	る こ	との事	実									
		ļ				種	飠 別								広さ			
住	1	家	自家		一戸	建了	C	平	屋建			坪						坪
居			借家									¦室数						部 屋
及	<u>j</u>	屋	間 借 そ の 他	(長屋	建			. 階 建)	居	室 の	畳 数					畳
び				-	己所	有			坪	,		()小学	校まで	~	1	k m
環	Į	噮	敷 地	借		地			坪	学校		()中学	校まで	7	1	x m
境	児		周辺 環境 届祉法 ³ みます。	€ 27	街 地 条 第		住宅		農 木) 規 定			間 地	漁 オ	村地)	-	他 (こなる	こと) を
境	児	童祥	環 境	〕 27		1 I						間 地	漁 オ		-		28	
境	 児 申 し	重れ	環境 届祉法	第 27	条第	; 1 IJ				によう	3 (間 地	漁 オ		-	こなる	2 2	
境	 児 申 し	重れ	環境 - - - - - - - - - - - - -	第 27	条第	; 1 IJ	頁 第			によう		間 地	漁 オ 		-		2 2	
	 申 し 佐	重える	環境 - - - - - - - - - - - - -	第 27 月	条第	; 1 IJ	頁 第	3 号 0) 規 定	によう	3 (間 地	漁		-	こなる	こと	
	 申 し 佐	 童 込 <i>み</i> : 賀 リ	環境 環境 晶 社 法 す。 年 泉知事 欄 (手 27 月 二は言	条第	- 1 5 日 しな	頁 第 様 い で	3 号 σ く だ	> 規 定 さい。	によ;	る (氏名				里親	こなる		è
	児 申 し 佐 1 2	」 童 袺 ネ → 込 冫 : 賀 リ ♪	環境 環境 晶なり 年 知 印 間 欄 (((((((((((((「 第 27 月 二 は専 『 こ ま 、 て <	条 第 日 日 王 和 月 里 新	5 1 巧 日 し現を	頁 第 様 い 希 望	3 号 σ く だ	> 規 定 さい。	によ;	る (氏名)	里親	こなる		è
	児 申し 佐 1	童 ¥ み : 込 み : 賀 リ ・ 、 い 新	環境 <td>第 27 月 は専て 〔</td> <td>条 第 一 こ 月 て だ 、 、 だ</td> <td>1 1 日 し 現 さ い</td> <td>頁 第 様 い 希。</td> <td>3 号 0 くだ する</td> <td>) 規 定 さ い 。 易 合 に</td> <td>によ;</td> <td>る (氏名 し、</td> <td>* 印 0</td> <td></td> <td>)</td> <td>里親</td> <td>こなる</td> <td></td> <td>è</td>	第 27 月 は専て 〔	条 第 一 こ 月 て だ 、 、 だ	1 1 日 し 現 さ い	頁 第 様 い 希。	3 号 0 くだ する) 規 定 さ い 。 易 合 に	によ;	る (氏名 し、	* 印 0)	里親	こなる		è
	児 申 し 佐 1 2	童 ¥ み : 込 み : 賀 リ ・ 、 い 新	環境 環境 福み 年 知 印印添付 ① 《 ()) ()) () ()) ()) () ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ())) ())) ())) ())) ())) ()))))) ())))))) ()))))))))))))	§ 27 月 は専て くの	条 第 一 こ 日 王 だ 、 戸 第	; 1 J 日 し現さ	頁第 様 い希。本	3 号 0 く だ す ② 世 者	> 規 定 さ 島 合 に 員	によ; : 記入 の住」	る (氏 名 し、 票)	* 印 6 誉本) 添付 1) 書類は国	里親 厚門里	こなる		č
	児 申 し 佐 1 2	童 ¥ み : 込 み : 賀 リ ・ 、 い 新	環境 環境 強ま 年知 印印添付① ③ 間 副 新 二 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	▲ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	条第 一 こりてい 戸び 一 日 こ 一 一 一 一 元 一 戸 び 一 河 同	; 1 5 し 見 さ 善 晋 司 よ を い 善 暦 清 二	頁 様 い希。 本家 族	3 号 o く す ② の	● 規定 ひんしょう しょう しょう しょう しょう しょうしょう ひょうしょう ひょうひょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうひょう ひょう	によ; 記入 ④申	る (氏 し 民請	* 印 o 巻 本 の 居 伯) 添付す) 書類は 電 を屋の平	里親,	こ な る 印 親 を 矛		č
	児 申 し 佐 1 2	童 ¥ み : 込 み : 賀 リ ・ 、 い 新	環境 環境 強ま 年知 印印添付 ① ③ ⑤ 申 申 前 請 請 請 請 請 請 計	■ き 27 月 は専て あみの は専て あみの の及の	条 こりてい ひょう ひょう ひょう うちょう ひょう ひょう うちょう うちょう しょう うちょう うちょう しょう しょう しょうしょう ひょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう ひょうしょう ひょう ひょう ひょうしょう ひょう ひょうしょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうひょう ひょう	; 1 し現さ 善引 感をい 謄居診	頁 様 い希。 本家断	3 号 0 くす 2 の ⑥ F) 規定	に よ 記 入 (の 所 :	る 氏 し 民請得 () () () () () () () () () (* 印 <i>6</i> 本 居 書	つ添付す するす する町長)	里親 見 門 里 面 こ	こなる 印 親を ^柔	;望す	è
	児 申 し 佐 1 2	童 ¥ み : 込 み : 賀 リ ・ 、 い 新	環境	i i i 27 月 は は ア ののある みるののある	条 己門: 戸び健研(うう) この見て アン酸化	; 1 日 し 現 さ 「唐 司 展 多 な を い 「唐 居 診 を	頁 様 い希。 本家断修で望 族書了	3 号 の し て す ② の し て す む 履 ⑥ た こ) 規定 さ ままま こ こ う う う う う う う う う う う う う む う う む う	に よ : : : : : : : : : : : : : : : : : :	る 氏 し 民請得了 (() () () () () () () () ()	* や が が が よ が の の の の の の の の の の の の の) 添 付 ፣ で あ ず る 新 長 あ で あ) 書類は 電 定 屋 の 平 た る こ と	里 親 門 里 回 し を 証	こなる 印 親を希 のする	;望す	を る 場 合
	児 申 し 佐 1 2		環 社 ま 年 知 印印添付①③⑤⑦⑧ 様 さ す 事 欄欄付書申申養法 (~)類語記言言発	亨 月 によって 1 1 1 1 1 1 1 1 1	条 己月、 戸、 2 月、	; 1 日 し 現 さ 善	頁 様 い希。 本家断修第 第 で望 族書了1	3 号 0 く す ② の し 項 だ る 世 履 E こ ろ	>規定 き易 きぎょこう しんしょう ううしん こうしょう ひんしょう しょうしん しょうしょう しょうしょう しょう しょうしん しょうしょう しょうしょう しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしょう しょうしん しょうしん しょうしん しょうしょう しょう しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょう	に よ 記 の ④ の は ず れ	る 氏 し 民請得了に (名 、 票者証すも	*) … (] ()	里親	こ な る 印 親 も 明 を の す 証	i 望 す 書 す る	を る場合 書類
境 考	児 申 し 佐 1 2		環 社 ま 年 知 印印添付①③⑤⑦⑧ 様 さ す 事 欄欄付書申申養法 (~)類語記言言発	9 月 はまて 1 1 1 1 1 1 1 1 1	条 こりご うしをよう こうしん そうしょう こうしん こうしょう こうしん こうしん うちょう うちょう こうしん しょうしん しょうしん しゅうしょう しんしょう ひょう しんしょう しんしょ しんしょ	; 1 日 し 現 さ 善	頁 様 い希。 本家断修第 第 で望 族書了1	3 号 0 く す ② の し 項 だ る 世 履 E こ ろ	>規定 き易 きぎょこう しんしょう ううしん こうしょう ひんしょう しょうしん しょうしょう しょうしょう しょう しょうしん しょうしょう しょうしょう しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしょう しょうしん しょうしん しょうしん しょうしょう しょう しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょう	に よ 記 の ④ の は ず れ	る 氏 し 民請得了に (名 、 票者証すも	*) … (] ()	里親	こ な る 印 親 も 明 を の す 証	i 望 す 書 す る	を る 場 合

	7				平)	戓 21	年:	3月	31 ⊟] (火)	佐	賀	県(公 執	ž			Ę	<u>1</u> . 7	外					_
六 諸統計、報告に関すること。	五 センター内の取締り及び施設の維持管理に関すること。	四 出納事務に関すること。	三 職員の服務に関すること。	二 公印の管守に関すること。	一 一般庶務に関すること。	総務課	第三条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。	(事務分掌)	指導課	研修・療育課	総務課	第二条 センターに次の課を置く。	(組織)	とする。	センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるもの	例第五十三号。以下「条例」という。)第五条の規定により、佐賀県療育支援	第一条 この規則は、佐賀県療育支援センター設置条例(平成二十年佐賀県条	(趣》曰)	佐賀県療育支援センター管理規則	④佐賀県規則第十三号	佐賀県知事 古 川 康	平成二十一年三月三十一日	佐賀県療育支援センター管理規則をここに公布する。		この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。	附 則
第五条 所長は、知事の命を受けてセンターの業務を掌理し、所属職員を指揮	(職務)	3 前二項に定める者のほか、センターに課長及び係長を置くことができる。	2 課に係長を置くことができる。	第四条 センターに所長を、課に課長を置く。	(職制)	七 その他入所児童に関すること。	六 短期入所事業に関すること。	五 衣服、寝具の給貸与に関すること。	四 通園児童及び入所児童の保健衛生管理に関すること。	三 入所児童の行動観察及び記録に関すること。	二 入所児童の保育に関すること。	ること。	一 センターに入所する児童(以下「入所児童」という。)の生活指導に関す	指導課	六 その他通園児童等に関すること。	五 知的障害児の理学療法士及び言語聴覚士による訓練等に関すること。	四 知的障害児の心理学的及び精神医学的診査に関すること。	三 知的障害児に係る相談、療育等の支援に関すること。	すること。	る基本的動作等の習得並びに集団生活への適応に必要な指導及び訓練に関	二 センターに通園する児童(以下「通園児童」という。)の日常生活におけ	一知的障害児の療育等に係る人材養成に関すること。	研修・療育課	九 その他他課の所掌に属しない事項に関すること。	八 条例第三条に規定する使用料の徴収に関すること。	七 児童の諸証明に関すること。

承認を受けなければならない。	八 その他軽易な事項に関すること。
交付された障害福祉サービス受給者証を添えて、これを所長に提出し、その	に基づく個人情報の開示の決定等に関すること。
する者は、利用申込書(様式第一号)に同法第二十二条第五項の規定により	書の開示及び佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)
定する短期入所(以下「短期入所」という。)のためセンターを利用しようと	七 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)に基づく公文
第十条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第八項に規	六 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。
(利用承認)	五 職員の休日の代休日の指定に関すること。
二 二歳から義務教育就学前までの児童で知的障害がある者	については、指導の業務に直接従事する職員に限る。)
定又は同法第二十七条第一項の規定による措置を受けた者	四 職員の週休日及び勤務時間の割振りに関すること。(勤務時間の割振り
一 児童福祉法第二十四条の三第二項の規定による施設給付を要する旨の決	第十九条第一項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること
2 通園児童は、次に該当する者とする。	休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)
三 団体生活に著しく支障をきたすおそれのない者として所長が認めた者	考人等として官公署に出頭する場合を除く。)及び引き続き十日以内の病気
二 伝染性疾患を有しない者として所長が認めた者	時育児休暇、育児休暇、引き続き三日以内の特別休暇(証人、鑑定人、参
定又は同法第二十七条第一項の規定による措置を受けた者	通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産
一 児童福祉法第二十四条の三第二項の規定による施設給付を要する旨の決	三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後
第九条 入所児童は、次に該当する者とする。	二 職員の旅行を命令すること。
(利用者)	一 職員の事務分掌に関すること。
園施設支援」という。)を受ける者 三十人	第七条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。
二 児童福祉法第七条第四項に規定する知的障害児通園施設支援(以下「通	(所長の専決事項)
知的障害児施設支援(以下「入所施設支援」という。)を受ける者 四十人	速やかに、所長の後閲を受けなければならない。
一 児童福祉法(昭和二十三年法律第百六十四号)第七条第三項に規定する	2 前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、
第八条 センターの利用定員は、次のとおりとする。	第六条 所長不在のときは、総務課長がその職務を代行する。
(利用定員)	(職務の代行)
しなければならない。	ーの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。
異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告	4 前条第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けてセンタ
3 所長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は	3 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。
決することができる。	2 課長は、所長を補佐し、その課の業務を掌理する。
2 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専	監督する。

平成 21 年 3 月 31 日(火) 佐賀県公報 号

外

	9				平,	成 2′	1年3	3月	31 ⊨] (火)	佐	賀	県	公 執	Z			Ę	<u>1</u> 7	外					
四 その他短期入所又は入所施設支援若しくは通園施設支援において提供さ	三 日用品費	二 光熱水費	一 食事の提供に要する費用	とする。	第十二条 条例第三条第三項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるもの	(特に要する費用)	施設支援を実施し、又は休止することができる。	2 所長は前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に通園	四 年末 十二月二十八日から十二月三十一日まで	定する休日	三 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規	二 土曜日及び日曜日	一 年始 一月一日から一月四日まで	第十一条 通園児童に対する通園施設支援の休止日は、次のとおりとする。	(通園施設支援の休止日)	を受けなければならない。	申込書(様式第三号)に受給者証を添えて、これを所長に提出し、その承認	3 通園施設支援を受けるため、センターを利用しようとする保護者は、通園	ならない。	給者証」という。)を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければ	第二十四条の三第六項の規定により交付された障害児施設受給者証(以下「受	できることとされた者をいう。)は、入所申込書(様式第二号)に児童福祉法	三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することが	護者をいう。以下「保護者」という。)又は加齢児(児童福祉法第六十三条の	付決定保護者(児童福祉法第二十四条の三第二項に規定する施設給付決定保	2 入所施設支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の施設給
2 機能回復訓練室の分掌事務は、身体障害者の機能回復訓練及び技術指導に	名を削り、同条に次の一項を加える。	課の分掌事務及び同課の課名並びに機能回復訓練室の分掌事務及び同室の室	定課の分掌事務の第七号中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条の療育	八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条の判	第四条中「及び室」を削り、同条の総務課の分掌事務中第七号を削り、第	を「判定課」に改める。	第三条第一項中「療育課」を「保護課」に改め、同条第二項中「療育課」	一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。	第二条中「心身障害者」を「障害者」に改め、「、療育」を削り、同条中第	部を次のように改正する。	3 佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和五十八年佐賀県規則第一号)の一	(佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)	する。	2 佐賀県立春日園管理規則(昭和三十二年佐賀県規則第七十九号)は、廃止	(佐賀県立春日園管理規則の廃止)	1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。	(施行期日)	附則	は、所長が別に定める。	第十四条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項	(補則)	その状況を遅滞なく知事に報告しなければならない。	第十三条 所長は、非常災害に際しては、直ちに臨機の処置を執るとともに、	(非常災害の場合の措置)	ることが適当と認められるもの	れる便宜に要する費用のうち、その利用者、保護者又は加齢児に負担させ

とする。 書 号)」に改め、同条に次のただし書きを加え、同条を第十二条とする。 する。 第二十条とする。 几 ずつ繰り上げる。 とする。 館使用申込書(様式第二号)」を「身体障害者福祉会館使用申込書(様式第一 関することとする。 第十六条の見出しを「(使用の許可)」に改め、 第二十九条を第二十五条とし、同章を第五章とする。 第五章を第四章とする。 第二十五条中「利用料金承認申請書(様式第三号)」を「利用料金承認申請 第二十四条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同条を と認められる場合 第二十四条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。 第五章中第二十条を第十六条とし、第二十一条から第二十三条までを四条 第四章を第三章とする。 第十七条を第十三条とし、第十八条を第十四条とし、第十九条を第十五条 第十五条第三号中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条を第十一条と 第四章中第十三条を第九条とし、第十四条を第十条とする 第三章を削る。 組織の利益になると認められる場合は、許可しないことができる。 (様式第二号)」に改め、同条を第二十一条とし、第二十六条を第二十二条 集団的又は常習的に暴力的行為を行なうおそれがある組織の利益になる 第六章中第二十七条を第二十三条とし、第二十八条を第二十四条とし、 様式第一号を削除する。 ただし、所長は、集団的又は常習的に暴力的行為を行なうおそれがある 同条中「身体障害者福祉会 号とする。 号とする。 様式第三号中「第25※関係」を「第21※関係」に改め、 様式第二号中 「第16条関係」を「第12条関係」に改め、 同様式を様式第二 同様式を様式第一

佐賀県公報

号

外

10

平成21年3月31日(火)

様式第1号(第11条関係)

利用申込書

年 月 日

佐賀県療育支援センター所長 様

(申込者)
住 所
(電話番号)
氏 名
利用者との続柄等

次のとおり短期入所のため佐賀県療育支援センターを利用したいので申し込みます。

	害 袹 給				ス 号			 								
受	給	者	氏	名												
利用		住	所													
希望			がな 名													
児童			月日 齢)				白	Ē.		月 (日 歳)	性	另门	男	•	女
申		利用	期間									生活 有無	川練等の	有	•	無
込		理	由													
内		送迎	時間													
容		食事	回数		朝食	Ę		口	<u>ا</u>	全食		П	夕食			Π
	緊 急	連	絡 先													
ſ	庯		老、	Ż												

様式第2号(第11条関係)

入所申込書

年 月 日

佐賀県療育支援センター所長 様

(申込者)
住所
(電話番号)
氏名
利用者との続柄等

次のとおり入所施設支援を受けたいので申し込みます。

	害 児 施 設 合者証番号											
入所	住 所					(*	電話番	号)
希望者	ふりがな 氏 名											
白	生年月日 (年齢)			年	月 (虚		性	別	男	•	女
入了	所希望日											
備	考											
		•										

様式第3号(第11条関係)

通園申込書

年 月 日

佐賀県療育支援センター所長 様

(申込者)住 所(電話番号)氏 名利用者との続柄等

次のとおり通園施設支援を受けたいので申し込みます。

	害 児 合者 証			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1					
通園	住		所					(*]E	電話番	号)
希望	ふり 氏		な 名													
者	生 年 (年		日 齢)			年	月 (最		性	ļ	列	男	٠	-	女
通希	園 閉 望	用	始 日													
備			考													

 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに ○佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 ●佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十七年佐賀県規則第七 中四号)の一部を次のように改正する。 「三日二十一日」 「三日二十一日」 「二日 「二日 「二日 「二日 「二十一年三月三十一日 「二十二年 <li< th=""><th></th></li<>	
在賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに 公布する。 平成二十一年三月三十一日 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規 順 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規 東 「中四号」の下に「又は条例第九条第一項各号のいずれかに該当す 第四条中「第八号)」の下に「又は条例第九条第一項各号のいずれかに該当す ることを証明する書類」を加える。	様式第二号を次のように改める。
 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに ○佐賀県規則第十四号 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則第十四号)の一部を次のように改正する。 第四条中「第八号)」の下に「又は条例第九条第一項各号のいずれかに該当す 	ることを証明する書類」を加える。
在賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに 、	第四条中「第八号)」の下に「又は条例第九条第一項各号のいずれかに該当す
佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十七年佐賀県規則第七 平成二十一年三月三十一日 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに	十四号)の一部を次のように改正する。
佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに な布する。 ・ 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに 則	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十七年佐賀県規則第七
佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規 平成二十一年三月三十一日 佐賀県知事 古 川 康 •佐賀県規則第十四号	則
●佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに 広賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規
	④佐賀県規則第十四号
平成二十一年三月三十一日公布する。	古川
公布する。 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに	平成二十一年三月三十一日
佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに	公布する。
	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに

	記入欄			da 23	*/		د ۲	· 左n +	.		都這	〔府県·指江	定都市記	載欄
<u>⊷</u> ⊮ ற	□入番·	号	I	甲乙	16(1	帔保険者						2	2)	3
				()	心身障	書者扶養井	է済制	度)			一口目加	지 그미터	加入	1と2の 同時加入
				_		説明」の内容(個 る保険契約の被(者扶養	-	
		佐賀県知事	様			実に相違ありま		49-CI-	同意のりん	.、有有 1744	リレスレ/こ			
知日		平成		年		月		E	3]				
フリガナ										*告知書 [;] 性別	有効期限に	<u>ま、加人</u> 希 生 年		<u>か月以</u> 日
	(姓)			(:	名)				印	1)男	1 昭和			
<u></u> 者氏名										<u></u>	2)平成	年	戶	
					申 辽	▲ 者 の) 告	知		\sim	\bigcirc			
	①最i	近3か月以内に、	医師の診察・根	食査・治	療・投薬を	受けたことが	あります	すか。まれ	た、その結	結果、検査	・治療・入	、院·手術	lt u	(iv
建康状態		すすめられたこと?				-				記入欄)		ください。	$\overline{\bigcirc}$	(ž
	(2)過∃	☆5年以内に、病気	いけがで手術	を受けた	こと、又は					、ありますヵ 記入欄] (:		ノギナハ	はい	いいえ
	③過ヺ	5年以内に下記(の病気で医師の	D診容・k	金杏・治療		and the second se					N2000	\bigcirc	
		る場合は、右の							-	てください。				
		心臓・血圧	狭心症·心筋	こうそく・	心臓弁膜	症・ 先天性心臓	歳病・心剤	筋症・高』	血圧症(※	(1)				
過去5年 以内の		脳·精神·神経	脳卒中(脳出血·)	巡こうそく・	くも膜下出血)·脳動脈硬化症·	精神病·补	申経症・てん	かん・自律	神経失調症·		 存症	はい	い い
建康状態		肺・気管支 食道・胃腸・すい臓	ぜんそく・慢性					泌尿器 耳•鼻		・ネフロー t 章・網膜の症)病気	\bigcirc	L.
		肝臓・胆のう				硬変·肝機能障:	_		-	≠ ₩1/2007/k 肉腫・白血病				
		その他	糖尿病(※2)	リウマチ	・・こうげん	病·貧血症·紫	斑病・子	子宮筋腫 [.]	·子宮内胆	模症・卵巣(のう腫・乳腸	泉症		
	④過5	55年以内に、上言	記③以外の病	気やけか	「で2週間」	以上にわたり、	医師の	診断・検	査・治療	・投薬を受	けたことか	「あります	はい	[[] []
	か	-								記入欄〕			U	ž
	⑤現仕	身体に障害はありる	\square			1	うえ、「障	「害の原因」	・部位・程度	[等」欄に詳約	田を記入して	ください。		
		機能障害				-							\bigcirc	
身体の 障害			手・足・	_		ゆ合の原因							はい	いれた
		欠損	手・足・(_			·							
		変形	手・足・〔	手指	背骨(脊柱)	}								
詳細記	入欄〕	上記①~④に (その内容が「高」								さい。				
		なお、記入欄が不							200					
		た該当番号		(<u>1</u>) ·	(<u>2</u>) · (3)	• (4)		(<u>1</u>) ·	(2)	· (3)	·	(4)
		前 ・ 検査名 ・ 検査 ・ 検査 ・ 検査 ・ 検査 ・ 検査 ・ 検査 ・ 検査 ・ 検査 ・ 検査 ・		+	年	月 から		年	月	年	月	から	年	<u>.</u>
(院の有)	無·期間	5		\sim	• (有)(から		月)(<u>兼 · (有</u>)(年	月か		
		術の名前、または	内容·部位)	~		 〔 <u>治療中</u> 〕・〔	給杏 古) (無) • (有)) (□ •〔 治療□	山、協	杏山)・	
主状経過						(異常なし)					了(異常な			
く院・手術 を受けた国		・検査・治療・投薬 ^{現夕}												
	- 775 1751	× 1		(※1)	〔高血圧症	の場合は記り	してく†	ごさい]	()	(2)〔糖尿病	病の場合は	記入して	(ださい〕	
				最近	の血圧 最			mmHg mmHg		近の空腹	時血糖値		mg/dl	
						小 〉身障 ?		mmng	/□	療方法(
フリガ	t	(41)							性別		~	生年月日		
○身障害ः	者氏名	(姓)			(名)				① 男	1 明治	2 大正	年	月	
								-	2 女	3昭和	\smile			
障害の	種類	 1 知的障害 2 身体障害 	① A ① 1級	2 B		(3) 3級		⊾者の ▶障害者と	この続柄		配偶者 兄弟姉妹	\sim		≿母 他親族
程度	Ē	2) 牙 体障害 (3) 精神障害	① 1級 ① 1級	2 2		<u> </u>			诸、父母		20 YU KU KU K	<u>~ (4)</u>	(0)	
	-	④ その他	① その他				以外	の場合は	その理由					

 平成 21 年 3 月 31 日 (火)	佐賀県公報	号 外	16
			様
			式第
			様式第十三号を次のように改める。
			次のよ
			うに改
			める。

氏 名				男 • 女	2. 4		明 治 正 和 成	年	月	Π	願 い 4 3 2
	2. 言語の 3. そしゃ	り視力を全く永ク り機能を全く永ク っくの機能を全くえ 支を手関節以上	、に失つたもの 永久に失つたも	Ø		8.受	修 発 病) F	年 (医師推定	月 【〕・〔患れ	日 皆申告	訂正の場合 関節の運動
障害の種類	6. 1上朋 1下朋	支を足関節以上 を手関節以上で を足関節以上で 支の用を全く永り	ご失いかつ ご失つたもの			9.初	診目	年	月	日	、れ範訂か囲
	9. 10手 永久(支の用を全く永ク 指を失つたかまた こ失つたもの り聴力を全く永ク	とはその用を全	<		10.入	院目	年	月	日	正印を必ず押印してくだについては、自動運動範
傷病名						11. 退	院員	年	月	日	してください。
4の原因				_	推定	現	在入院中	年	月	日	さ。囲
				(患者	申告)	12. 終	診 F	年	月	日	。 記 入
障害の部位		力陸安市安				現在治療中			月	日	L
今回の受傷 以前にあつ た身体障害	(有) →部((無)	立と障害内容		13.	前	医角	→住所・氏	:名			てください
治療内	容										
治療内: 手 術 彳						手術日		年月	Ħ		
手術名	БIJ	裸眼視力・矯	正視力			ţ	��正不能•·	年月			
		((正視力)	その理	;		不適の場合に 検査(計	; 測)日 年)	
手 術 名 右 左 該当する項 を付けてく7 a.職	眼 眼 目に〇印 ごさい iカレベル	(() 周波数 500Hz 右()	1000Hz dB () d		その理 1 IB IB IB	由(7 (下記A· そ A.通常 し B.かゆ られる	〜Cのうち該 の飲食物が1	不適の場合は 検査(計 当する項目に(、 測)日 年 D印をして) 三月日 ください)	
手 術 名 右 左 該当する項 を付けてく ⁷ a.聰 b.暇	眼 眼 目に〇印 ごさい iカレベル iカ損失	(() 周波数 500Hz 右()	1000Hz dB () d) 2000Hz IB () a IB () a	その理 1 lB 能	由(7 (下記A・ そ A.通常 B.かゆま られる	~Cのうち該 の飲食物がう きまたはこれい	 不適の場合は 検査(計 当する項目にな まべられる 	、 測)日 年 〇印をして 飲食物です) 三月日 ください) られば食べ	
手術 名 左 該当する項 (該当するJ (程 度) A.言語機能 6.言語機能 6.言語機能 6.言語 語による意	眼 眼 目に〇印 ざさい はカレベル はカレベル はカレベル なの まつ り 着しい (日 に〇印 で さい) に の に で の り で さ い に の り で さ の り で さ い の り で さ の り で さ い の の で の の に の り た の の ち の の の の の の の の の の の の の の の の	 (周波数 500Hz 右() 左() たください) たはてください) 	1000Hz dB () d dB () d 検査(計測 が全くできない) の補助動作がな) 2000Hz B () a B () a D 日 年 月 (乙乙音声言	その理 機能障害	由 ((下記A:常かゆ A. B. られる b. c. 流動 b. 中枢陸害 b. 中枢陸書	 Cのうち該 の飲食物がけ ままたはこれは またはこれは (1.42部 (1.10唇音 	 不適の場合に 検査(計 当する項目になく なられる ご準ずる程度の ない 検査(計 2.一部) 2.一部) 2.一部 3.1 〇印をお願い 	 (測)日 年 (1)日本 <) 三月日 ください) かれば食べ 三月日	-

19.	四肢の完	E全運動麻痺	の場合は、その	切断箇所にはつきりと線を入れてく の部位を斜線で示してください。	ださい。	Q
運動麻痺・欠損・短縮	下肢短編 (左手骨)	違位指 近位指罪 甲足指罪	(左5)	指那問問題 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	(右足骨)) ^{指約} ¹ ¹ ¹ ¹ ¹ ¹ ¹ ¹ ¹ ¹	右下肢短縮(四))) 日 年 月 日
20. 手指・足指の運動障害	近位指行 中 ^長 指	 · 足指 節間関節 節間関節 節間関節 ・ (足指) 	伸展度 j ()	屈曲度 伸展度 屈曲度 伸展 (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一)	第3指 第4指 展度 「屈曲度 伸展度 「屈曲 (-) (-) (-) (-)) (-) (-) (-)) (-) (-) (-)	第5指 ※ 母展度 伊展度 「屈曲度 母(-) (-) (-) (
(自動運動範囲)	近位指行 中 ^美 指		i () ()	伸展度 桶曲度 伸展 (-) (-) (-) () () () () () ()	展度	曲度 伸展度 -) (-)) (-)) (-) (-)
21. 四 肢 関	_{部位} 肩	動の種類・範囲 関節 右 左	WIWI T (🛠)	伸展度~屈曲度 ~ ~	内転度~外転度 ~ ~~	内旋度~外旋度 ~ ~
節 の	肘	度 関節 左		~	~ ~	~
運動障	手	関節 左		~ ~	~ ~	~ ~
摩害 (股	_{問節} 右		~	~	~
自動	膝	関節 左 関節 右		~ ~	~ ~	~ ~
運動範		五 	•	~	~ ~	~ ~
用		圧		~ そを0~5の数値で記入してくださ	~	~
22. 回	復の可能性と症	初の固定に	こついての意		秋熊を診断された日	年 月 日
				症状の固定		年 月 日頃
Ŀ	記のとおり		所 在	地		年 月 日
	病院又/	は診療所等の	の 名 医師氏	称		印
<u> </u>						

号

外

	5 × 1	
		様
		様式第二十八号を次のように改める。
		 一
		$\overline{+}$
		八
		万を
		次
		の
		لا م
		ĸ
		改
		める
		° S

年金証書

様式第28号(第10条関係)

							番	号		
					年金受給	権者現況届	書			
	氏	名				男 生年月日 女		年	月日	
年金	住	所								
亚 受 給 権 者	1 イ 日 こ フ	手金管理者の有無			父 母 祖父母 兄弟姉妹 その他 の親族 ()				
す		県心身	 	者扶养	養共済制度条例	第20条の規定によ	より上記	のとおり	お届けしま	
			年	月	日	年 金 受 給 権 結 又は年金管理 氏				
,	佐了	賀児	具 知	事	様					

記入上の注意 「年金管理者の有無」の欄は、年金受給権者、年金管理者が記入しが たい場合は、市町福祉事務所等で記入して差し支えありません。

添付書類 住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合 は、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定によ り年金受給権者に係る本人確認情報を利用することができるときは、住民票の 写しの添付を省略することができる。)

に改め、「健康診断」の下に「を実施するとともに、必要な健康相談等」を加え	務局の課、薬剤科及び相談支援センター」に改め、同項を同条第三項とし、同
第二十六条中「健康管理のため年一回」を「学生の健康管理のため、年一回」	第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「及び事務局の課」を「、事
め、同項第六号中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。	5 副技術監は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を整理する。
第三項」に改め、同項第五号中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改	同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。
六条」を「第十七条」に改め、同項第四号中「第十七条第三項」を「第十八条	第七条第四項中「及び課」を「、課、薬剤科及び相談支援センター」に改め、
第二十五条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第三号中「第十	センター長に」に改める。
第二十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。	談支援センター長を」に、「又は栄養管理長に」を「、栄養管理長又は相談支援
第二十三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改める。	及び相談支援副センター長」に、「又は栄養管理長を」を「、栄養管理長又は相
第十八条第四項中「一年」を「継続して一年」に改める。	ンター長を」を加え、同条第五項中「及び副栄養管理長」を「、副栄養管理長
三 正当な理由がなく条例第六条に規定する入学料を納入しなかつたとき。	同条第二項中「副栄養管理長を」の下に「、相談支援センターに相談支援副セ
第十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。	第六条第一項中「各センター」の下に「(相談支援センターを除く。)」を加え、
業学校の」を「出身高等学校の」に改める。	6 技術監は、上司の命を受けて、事務局の分掌事務の一部を掌理する。
第十五条第三号中「最終卒業学校長が」を「出身高等学校長が」に、「最終卒	第五条に次の一項を加える。
三項並びに第九条」に改める。	2 事務局に技術監を置くことができる。
第一条中「第六条第一項及び第三項並びに第八条」を「第七条第一項及び第	第一項の次に次の一項を加える。
を次のように改正する。	第五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、
佐賀県立総合看護学院管理規則(昭和四十三年佐賀県規則第十二号)の一部	うに改正する。
佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則	佐賀県立病院好生館規則(昭和三十六年佐賀県規則第三号)の一部を次のよ
④佐賀県規則第十六号	佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則
佐賀県知事 古 川 康	●佐賀県規則第十五号
平成二十一年三月三十一日	佐賀県知事 古 川 康
佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。	平成二十一年三月三十一日
	佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則をここに公布する。
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。	
附 則	
2 新病院建設課に副技術監を置くことができる。	この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
条第一項の次に次の一項を加える。	附則

21

平成 21 年 3 月 31 日 (火) 佐 賀 県 公 報 号 外

別表第一から別表第三までを次のように改める。

る。

別表第1(第13条関係)

保健学科の教育内容及び授業単位数

	教育内容	単位数	備考
地域看護学	地域看護学概論	3	学校保健・産業保健を含む。
	個人・家族・集団の生活支援	10	
	地域看護活動展開論	14	
	地域看護管理論	1	
疫学		2	
保健統計学		2	
保健福祉行政	論	4	
地域看護学 実習	個人・家族・集団の生活支援実習	2	保健所・市町での実習を
	地域看護活動展開論実習	1	含む。
	地域看護管理論実習	1	- 継続した訪問指導を含む。
	合計	40	

備考 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和 31 年文部省第 28 号)第 21 条第 2 項の規定の例に よる。 **別表第2**(第13条関係)

助産学科の教育内容及び授業単位数

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	8	
助産診断・技術学	12	
地域母子保健	1	
助産管理	2	
臨地実習 助産学実習	12	実習中分べんの取扱いについ ては、助産師又は医師の監督 の下に学生一人につき十回程 度行わせること。この場合に おいて、原則として、取り扱 う分べんは、正期産・経隆分 べん・頭位単胎とし、分べん 第一期から第三期終了より二 時間までとする。
合計	35	

備考 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。

別表第3(第13条関係)

看護学科の教育内容及び授業単位数

		教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考	ぎの基盤	4
	人間と生活	舌・社会の理解	10
専門基礎分野	人体の構造	きと機能	4
	疾病の成り	立ちと回復の促進	13
	健康支援と	:社会保障制度	6
専門分野 I	基礎看護学	2	12
	臨地実習	基礎看護学実習	3
専門分野Ⅱ	成人看護学	2	6
	老年看護学	ź	4
	小児看護学	Ż	4
	母性看護学	2	5
	精神看護学	2	4
	臨地実習	成人看護学実習	6
		老年看護学実習	4
		小児看護学実習	2
		母性看護学実習	2
		精神看護学実習	2
統合分野	在宅看護論	, Đ	4
	看護の統合	と実践	5
	臨地実習	在宅看護論実習	2
		看護の統合と実践	2
	·	合計	104

備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。

2 大学卒業者で学院に入学したものの基礎分野の単位の認定については、本人からの 申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、看護学科における教育内容に相当する ものと認められる場合には、看護学科における履修に替えることができる。

外

号

佐賀県衛生薬業センター管理規則(平成十三年佐賀県規則第五十八号)の一	様式第十二号中「業務に従事し、又は業務を離れたとき」を「業務に従事し
佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則	様式第四号中「専門研隊やの徳の研隊」を「専門研隊幣」に改める。
④佐賀県規則第十九号	「第9条第3項」に、「専門研修その他の研修」を「専門研修等」に改める。
佐賀県知事 古 川 康	貸与を廃止された日又は貸与期間が満了した日まで」は、「第10条第2項」や
平成二十一年三月三十一日	様式第二号中「受けた日の翌日から返濾の日まで」を「受けた日の翌日から
佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。	第十三条第三項中「専門研修その他の研修」を「専門研修等」に改める。
	「(以下「専門研修等」という。)」を加える。
十九号)附則第二項に規定する者がある間は、なおその効力を有する。	「第十条第二項」を「第九条第三項」に改め、「専門研修その他の研修」の下に
賀県看護師等修学資金貸与条例を廃止する条例(平成二十一年佐賀県条例第	第十二条第一項第八号中「若しくは条例」を「又は」に改め、同条第二項中
2 この規則による廃止前の佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則は、佐	第十一条中「第十条第二項」を「第九条第三項」に改める。
(経過措置)	第十条第一項中「同条第二項各号」を「同条第二項」に改める。
1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。	加える。
(施行期日)	第九条中「及び第二号」の下に「並びに第十条第一項第一号及び第二号」を
附則	項」に改める。
八号)は、廃止する。	第八条第一項中「又は同条第二項各号」を「、同条第二項各号又は同条第三
佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和三十八年佐賀県規則第二十	第七条第一項中「及び次条」を削る。
佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則	の一部を次のように改正する。
●佐賀県規則第十八号	佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第十二号)
佐賀県知事 古 川 康	佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則
平成二十一年三月三十一日	④佐賀県規則第十七号
佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。	佐賀県知事 古 川 康
	平成二十一年三月三十一日
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。	する。
附則	佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
様式第十四号中「専門研修やの徳の研修」を「専門研修報」に改める。	
ときは業務従事期間証明書を」を归える。	この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
たとき」におる、「業務従事期間証明書(別紙2)を」のドは「、業務を離れた	附 則

	 减 [] 平 5 月 51 日	(八) Ц貝灯			5	71				20	
申 込 先 佐賀県経営支援本部総務法制課 野* 一か年三一、二〇〇円 (送料共) 平*			この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。	附則	4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。	条第三項の次に次の一項を加える。	第五条第四項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第五項とし、	4 課に係長を置くことができる。	条第三項の次に次の一項を加える。	第四条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、	部を次のように改正する。
発 行 者 佐賀県知事 古 川 康							項とし、同			項とし、同	
印 刷 社 ㈱佐賀印刷社発行定日 毎週火金曜日											

再生紙を使用しています。